

7 ボランティア活動規定

前文

本細則は、学生会会則第11章により、長野救命医療専門学校学生会のボランティア活動における細則を定めるものである。

第1条 ボランティア活動目的・定義

社会に出るにあたっての社会人としての在り方を、ボランティア活動を通して学びとることを目指す。学生会会員は原則的に、本校が認めたボランティア活動に各個人ではなく、長野救命医療専門学校として参加する事が出来る。

第2条 必要な役職

各ボランティア活動へ参加する際は、1名以上代表者を選出する。代表者はボランティア活動参加の申請を行い、学生会及び教務会の承認を得なければならない。

第3条 予算の申請

(1) 支給割合と支給上限

学生会のボランティア活動予算は、各ボランティア活動参加への交通費の援助を目的としたものであり、交通費の援助金として支給する。各ボランティア活動への支給は、公共交通機関を使用した場合支給上限を2000円として、それ以上は不可とする。また、公共交通機関を使用出来ないような所へ行く場合に自家用車を使用する場合は、自家用車所有者に10km100円として支給上限2000円で支給する。それ以上は不可とする。援助金以外の活動費は各個人が自己負担とする。

(2) 予算の申請

各ボランティア活動の代表者は、実施日の1週間前までに参加届けを学生会会計に提出し、学生会及び教務会の承認を得ること。但し、領収書のないものは申請を認めない。

(3) 申請出来ない事項

学会・講習会などへの参加や、それに伴った参加費などは、自己負担とし申請出来ない。(但し、教務会が認可した活動については、この限りではない。また、学生会予算を大きく上回る場合においては、教務会と話し合いの上これを決する。)

第4条 出金

学生会及び教務会で決定した分配金は、学生会会計より出金される。但し、計画書に記載のない事項に対する出金は不可である。

第5条 会計

各ボランティア活動終了後、会計報告書を作成し学生会及び教務会に提出し、監査を受け承認を得なければならない。差額が生じた場合は返金または、第3条（1）内で支給を行う。（原則的に、領収書のないものは承認出来ないので、十分注意すること。）

第6条 認可の取り消し

以下のようなボランティア活動への援助金支給は、その資格を失う。認可取り消しは学生会、教務会双方の承認で決定される。

- ・ 計画通り実際に活動が行われていない場合。
- ・ 周囲に迷惑となるような行動を行い、本学の名誉を傷つけた場合。
- ・ 会計報告を提出しない場合。
- ・ 営利目的の活動を行った場合。

1. この規定は平成18年7月より施行する。